

第3回定例会

(会期：令和6年8月30日～10月7日)

議決した案件

議案の内訳

10月7日に議決された案件は除きます。

●条例案…5件 ●予算案…4件 ●同意案…3件 ●諮問…3件

●その他…10件 ●委員会提出議案…2件 ●議員提出議案…1件 ●議長発議…1件

(●全会一致可決…26件 ●賛成多数可決…3件)



議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、こちらのQRコードからご覧いただけます。

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	清新の会							創志会					市民クラブ				未来の風			公明党			創生会			真政倶楽部	日本共産党				
	議員名	上岡 裕明	大下 博隆	田坂 武文	貞岩 敬	北林 光昭	重森佳代子	乗越 耕司	上田 秀	向井 哲浩	中曽 久勝	岡田 育三	玉川 雅彦	奥谷 求	小池恵美子	落海 直哉	景山 浩	中川 修	石原 賢治	鍋島 勢理	木村 輝江	鈴木 英士	下向智恵子	原田 栄二	坂元百合子	片山 貴志	岩崎 和仁	牧尾 良二	山田 学	宮川 誠子	谷 晴美	
議案第98号		○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
委員会提出議案第6号		○	○	欠	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退	退	×
議員提出議案第5号		退	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	

※「議」は議長「○」は賛成「×

【表決が分かれた議案名】

議案第98号 令和6年度東広島市一般会計補正予算（第3号）

委員会提出議案第6号 ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する決議について

議員提出議案第5号 発達障がいに関する障がい福祉の充実に関する決議について

〈議案第88～90号〉

東広島運動公園体育館等の改修工事を行います

◎議案第88号

○請負契約の内容

建築一式工事

○工事の内容

【体育館】鉄筋コンクリート造

一部鉄骨造 3階建て 延べ

面積 1万409平方メートル

【エネルギーセンター】鉄筋コン

クリート造 2階建て 延べ

面積 546平方メートル

【駐輪場】鉄骨造 平屋建て 延

べ面積 114平方メートル

○契約金額

4億3533万6000円

○契約の相手方

平原建設株式会社

○工期

議決のあった日の翌日から

令和8年3月31日まで

◎議案第89号

○請負契約の内容

電気設備の改修に係る工事一式

○工事の内容

電灯設備工事、受変電設備工事、

発電設備工事等

○契約金額

4億2515万円

○契約の相手方

日本電設工業株式会社 中国支

店

○工期

議決のあった日の翌日から

令和8年3月31日まで

◎議案第90号

○請負契約の内容

機械設備の改修に係る工事一式

○工事の内容

空気調和設備工事、換気設備工

事、衛生器具設備工事等

○契約金額

5億8960万円

○契約の相手方

ダン環境設備株式会社 東広島

営業所

○工期

議決のあった日の翌日から

令和8年3月31日まで

委員会での主な質疑

Q 空調設備は重油式から電気式

に切り替えるとのことだが、どちらにコストメリットがあるのか。

A 重油代の代わりに電気代が増

えるが、機器の省エネ化などにより、トータルではコストが下がるが見込まれる。

Q 体育館の床の材質にはどう

いった変化があるのか。

A 使用されるスポーツ団体の

方々に対して行ったアンケート等によると、木質のクッション性も兼ね備えたものが一番いいという御意見が多数あったことから、これを踏まえた上でそのような材質のものを採用している。

〈議案第93号〉

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例を制定しました

○条例制定の理由

市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することにより、その教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的として、東広島市高屋情報ラウンジを設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるものです。

○条例の内容

位置 東広島市高屋町中島45番地5

施設

- ・交流センター
- ・東広島市立高屋図書館など

事業

- ・地域資源を活用した人の来館及び多様な交流の促進並びに地域住民の交流の場の創出に関すること。

- ・市民一人一人の関心及び学習に対する情報提供並びに学習活動の支援の促進に関すること。

- ・学習の成果を生かすための展示会、発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- ・東広島市立図書館設置及び管理条例に規定する事業に関すること。

指定管理者による管理 高屋情報ラウンジの管理を指定管理者に行わせることができるものとします。

開館時間等 開館時間・休館日は次の表のとおりです。

開館時間等		
施設	開館時間	休館日
交流センター	午前7時30分から午後8時まで	年中無休
図書館	図書スペース	・日曜日 ・祝日 ・12月29日から翌年の1月3日まで ・館内整理日 ・特別整理日
	フリースペース	24時間開館 年中無休

施行期日 令和7年5月31日までの間において教育委員会規則で定める日等

では、この間において教育委員会規則で定める日等

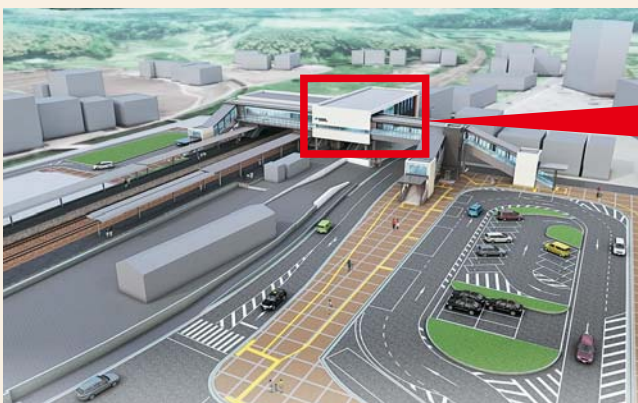
委員会での主な質疑

Q 図書館スペースの開館時間が12時～20時となっているが、なぜ12時からの開館としているのか。

A 設置場所が駅舎内であることから、駅を利用される学生などの帰宅時間を考慮し、夕方に利用することができる時間帯として、この時間としている。

Q 図書館の蔵書に何らかの特色を出そうという意向はあるか。

A 西高屋の中高生を中心に42名に登録いただいている図書館サポーターと、この図書館の運営の委託を考えている図書館流通センターに協力いただいて選書していると考えている。



【高屋情報ラウンジ外観イメージ】
交流センター（手前）・図書館（奥）

令和6年度一般会計補正予算(第3号)を可決しました

新規に開設する民間いきいきこどもクラブに対する支援、通学路となっている生活市道の整備、福富みらいベースの整備などに要する経費を追加するため、総額に13億7,542万1千円を追加し、補正後の総額を100億8,835万2千円とする令和6年度一般会計補正予算(第3号)を可決しました。

補正予算(第3号) 補正額 13億7,542万1千円

主な内容

●新規民間いきいきこどもクラブ開設準備補助

- ・対象事業者：全4施設(定員約140人)
西条中央、西条西本町、西条昭和町、西条岡町
- ・開設時期：令和7年4月(予定)

5,040万円

●生活市道の整備

高屋西小学校の通学路である中島10号線に架かる橋が令和6年6月末の豪雨で被災したため、橋の復旧にあわせて通学路の改良を行い、通学環境の早期改善を図ります。

3,300万円

●福富みらいベースの整備

生活デザイン・工学研究所が進めている中山間地域における生活価値の創造に向けて、廃校となった学校を活用し福富地域の拠点施設を整備します。

600万円

委員会での主な自由討議

意見

福富みらいベースについて、実施設計が計上されているが、将来的には6億円の負担となる。
※トライアル・サウンディングなどの手法を検討していく必要がある。また検討が足りていない。

意見

あるものをいかに有効活用していくかという視点がなければ、本市の成長はない。単に地域の人たちが活用するだけでなく、企業を呼び込むといった今までにないチャレンジでいい取り組みだと思う。

本会議での討論

反対

福富の地域活性化のためには福富みらいベースの整備よりも農業問題に取り組むべきと考

え、反対する。

賛成

市民ニーズを受けとめた内容であると考え、賛成する。

反対

福富みらいベースには図書館の整備が盛り込まれているが、既に福富図書館があり、人口2,100人の町に2つの図書館が必要かは疑問である。検討が必要と考え、反対する。

賛成

本市の喫緊の課題である待機児童解消に向けた民間いきいきこどもクラブの新規開設への支援などを早期に実行する必要があると考え、賛成する。

賛成

中島10号線に架かる橋の復旧・通学環境の早期改善を図るべきものと考え、賛成する。

賛成

福富みらいベースの整備を行う生活デザイン・工学研究所の取組みは企業の成長を通して社会に貢献することを目的とするものであり、ぜひチャレンジしていただきたいという思いで賛成する。

御園宇小学校の増築及び 改修工事を行います

〈議案第105号〉

○請負契約の内容
建築一式工事

○工事の内容
校舎棟の増築、管理普通教室棟、
特別教室棟の改修

○契約金額
18億2930万円

○契約の相手方
増岡組・西条電気特定建設工事
共同企業体

○工期
議決のあった日の翌日から
令和8年3月13日まで

委員会での質疑

Q 増築部分の工事面積が今の校舎と同程度の大きさになっているが、これまでどのような対応

をしたうえで、今回の増築となったのか。

A

現在、既存の10教室に加え、仮設の6教室で対応してきた。今後、児童数が700人を超える規模になることを想定しており、24教室でその規模に対応できると考えている。

Q

分離発注が原則だと思うが、一括発注となっているのはなぜか。

A

これまで2回入札を行い、1回目は分離して発注したが、建築に応札者がおらず、入札不調となった。このため、2回目は市内業者を優先する考えで、2者による異業種※JVを可能としたうえで一括発注を行った。

意見書の全文

さらなる少人数学級の実施、教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）が改正され、公立小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられ、令和7年度に完了する予定である。小学校だけでなく、中学校での35人学級の早期実施が必要であり、きめ細かな教育をするためにはさらなる学級編制標準の引き下げが不可欠である。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校等、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究及び授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっている。ゆたかな学び及び学校における働き方改革実現のためには、加配教員の増員、少数職種の配置増等、教職員の充足が不可欠である。

よって国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を推進することができるよう、次項の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 中学校での35人学級を早期に実施すること。またさらなる少人数学級についても検討すること。
- 2 学校の働き方改革及び子どもたちのゆたかな学びを実現するため、加配教員の増員、少数職種の配置増等、教職員の充足を推進すること。
- 3 自治体で国の基準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配教員の削減は行わないこと。
- 4 新卒者の就業機会、教職員の年齢構成のバランス等を考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめ処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 教育の機会均等並びに水準向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を引き上げること。

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、さらなる少人数学級の実施、教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書を国会及び政府に提出しました。

政府・国会に意見書を提出しました

〈委員会提出議案第7号〉

※ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する決議

本市議会において実施した一般質問を政策提言に結び付ける取組みの結果、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する、行政の率先した取組み及び民間施設の整備に向けた助言等、並びにトイレの設備と位置に関する分かりやすい情報提供方法の実現について、執行部に求める必要があると認められたため、決議を行いました。

ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する決議

高齢者、障がい者等の施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年に制定され、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。この法律の施行以降、高齢者・障がい者等を区別しない全ての人が利用可能な環境づくり（ユニバーサルデザイン）が求められるようになりつつある。

そして、令和3年3月には国土交通省において、「標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき」という指針が示され、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、車椅子使用者用便房の大きさについて、重度の障がい者や介助者の利用を想定した見直しを行うこととしている。

このように、国においても、誰もが安心して快適に利用できる環境を実現するため、全ての人にとって使いやすい建築物の整備が図られるなど、様々な取組が進められているが、本市の現状は、多くの多目的トイレが重度の障がいのある方や介助者等にとって利用しやすいものとなっておらず、また、公共施設においてもユニバーサルシートや十分なスペースが確保されたトイレの数が少なく、当事者にとって安心して外出できる環境が十分に整っていないものと考えられる。

そのため、地域共生社会の実現を目指す本市において、まずは市が率先して市営の公共施設にユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に取り組むことに意義があり、各部署が連携してスピード感を持って進める必要がある。また公共施設だけでなく、市民にとって身近な生活圏内にある民間事業者の施設においてもユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備が求められる。あわせて、トイレの設備や場所について、分かりやすい情報提供の実現が期待されている。

このことは障がいの有無に関わらず、子育てや介護をされている方、また、高齢の方など全ての人が安心して外出を楽しめるまちづくりにもつながる。そして東広島市内だけでなく、近隣市町からも「やさしいまち」として認識されることで、外出先として選ばれ、活気のあるまちの実現にも寄与するものと考えられる。

これらを踏まえ、本市議会は、次に掲げる事項について強く求めるものである。

- 1 今後新設する公共施設における多目的トイレに十分なスペースを確保すると共に、必要性や用途に応じてユニバーサルシート等を設置し、標準的なスペースでの対応が困難な重度の障がい者や介助者の利用を想定した整備を行うこと。
- 2 ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する民間事業所等との勉強会の実施や、新設又は改修する際の助言、ノウハウの提供を行うこと。
- 3 公共施設と民間施設が有するトイレの設備情報と位置情報が、一目で把握できる分かりやすい情報提供方法を実現すること。

以上、決議する。

本会議での討論（一部）

賛成

多くの多目的トイレが重度の障がいのある方や介助者等にとって利用しやすいものとはなっておらず、また公共施設においてもユニバーサルシートや十分なスペースが確保されたトイレが少ないという課題があるため、ここで示されている3つの提案のとおり進めていくことが必要だと判断し、賛成する。

反対

一般質問において既に執行部から前向きな答弁がなされている。それをあえて議会全体での決議として出す必要性はないと判断し、反対する。

賛成

障がいをお持ちの方にとって使いやすいユニバーサルデザインに配慮されたトイレの重要性は非常に高いと思う。この整備に関しての3つの提言は、まさしく地域共生社会の実現に向けたものであり、本市における※ウェル・ビーイングの実現、やさしい未来都市東広島の実現に向けた大きなワンピースになるものと考え、賛成する。

発達障がいに関する障がい福祉の充実に関する※決議

発達障がいの支援に関し課題があり、かつ、執行部に対し、それらの解決に向けた取組を求める必要があると認められるため、決議を行いました。

発達障がいに関する障がい福祉の充実に関する決議

発達障がいは、身近にありながら、外見からは分かりにくい障がいであることから、社会の中で十分に知られていない障がいであった。

しかし近年、発達障がいに関する情報が広く社会に知られるようになり、療育的支援などを早期に行うことで、社会への適応力を向上させていくことができることも認知されつつある。

文部科学省が令和4年に行った調査では、全国の小中学校の児童・生徒の8.8%が学習面又は行動面において著しい困難を示すとされており、福祉現場では10%程度に発達障がいの可能性があるのではないかとの声もある。

発達障がいに関する国の動向としては、平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいには、早期発見とその後の切れ目のない支援が重要であることが明確に示され、国及び地方公共団体の責務が明らかにされている。

また、令和6年7月には新たな児童発達支援ガイドラインが示され、障がいのある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供することが求められている。

こうした状況は全国的な流れであるが、本市においても児童発達支援に係る扶助費が増加傾向を維持していることから、同様の傾向を示していると考ええる。

これらのことから、市、教育機関、福祉事業所などが緊密に連携し、一層の支援の質と量を向上させる取組が必要である。これらを踏まえ、本市議会は、次に掲げる事項について強く求めるものである。

- (1) 発達に課題のある子どもへの支援に関する統一的な方針の明確化
発達に課題のある子どもたちへの支援の基本的な考え方について、過去の実績や数値など統計に基づき、社会資源や行政支援のあり方など目指すべき社会像を示した上で、統一した方針を示すこと。
- (2) 保育所巡回及び保育所等訪問支援の充実
生活環境の変化に伴い、幼少期より保育所等に入所する児童が多くなっていることから保育施設等の役割は大きくなっている。保育所への巡回の頻度を増やすなどの取組の充実を図ること、保育所等訪問支援を充実させていくこと及び家庭への訪問支援を充実させることにより、一貫した療育に取り組むこと。
- (3) 市内の児童発達支援事業所との連携、協力体制の強化
市内の発達支援事業所、障がい者支援事業所、就労支援体制のある事業所などにより緊密な連携を図り、協力体制の強化確立に取り組むこと。
- (4) 児童発達支援に関する人材の確保、育成の充実
発達に課題があると思われる児童は増加傾向にある中、本市においては、相談員、支援員など発達支援に関わる人材が不足していることから、児童発達支援に関わる人材の確保及び育成に取り組むこと。
- (5) 子育て支援施設での相談、当事者の療育体験や親子療育の充実
本市では、発達に課題がある子どもたちの保護者等が自身でサービス計画（セルフプラン）を作っている状況があるが、より効果的な計画策定にするため、相談体制の整備、発達特性に沿った確かな支援、家庭での療育環境支援等、幼少期より療育に取り組むことが出来る環境、体制づくりを行うこと。
- (6) 発達支援事業所の充実
発達に課題がある子どもの増加に伴い、相談事業所の数と質の確保が喫緊の課題となっている。これらが充実するよう取り組むこと。
- (7) 就労支援体制の確立
支援が必要な方の*Well-beingのため就労支援体制を確立するよう取り組むこと。

以上、決議する。

本会議での討論（一部）

反対 所管する文教厚生委員会で権限のある所管事務調査などが行われず採決が行われたことは委員会としての責任が果たされていない。審査が不十分な案件を責任を持って決議をすることができないため、残念だが反対する。

賛成 議案となるまでの過程がベストではなかったかもしれないが、この決議の本質である全ての項目を市議会が中長期的な共通認識として持つべきと考え、賛成する。

反対 政策研究会で調査研究された結果を議員提出議案として提出されたが、本来は所管する常任委員会の研究結果をブラッシュアップして決議案を作成するべきである。また、決議の原則である全会一致を目指す努力をせず、委員会採決での可否同数を委員長判断で可決とするなど、常識的な議会運営からかけ離れていると考え、反対する。

賛成 未就学時期などの早い段階において、発達の課題等に対応することで、その子の学童期がより有意義なものになると考え、賛成する。

反対 この決議の趣旨自体は賛成だが、取組みの内容などにもう少し検討が必要と考え、反対する。

賛成 この決議の内容を議会が共有し、福祉分野を超え、社会全体の施策として広げていくことが大切だと思い、賛成する。